

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、近年の食品等における虚偽表示の続発により、表示に対する消費者の不信感が根強いことにかんがみ、表示に対して迅速かつ厳正に対処し、その適正化を図ることによって消費者の信頼を回復するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、商品又は役務の内容に関する合理的根拠のない表示の規制

公正取引委員会は、商品又は役務の内容について、実際のものよりも著しく優良であると示す表示等に該当するか否かを判断するため、必要があると認めるときは、表示をした事業者に対し、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的根拠を示す資料の提出を求め、資料の提出がないときは、不当表示として規制する。

二、排除命令に係る手続の改善

不当表示等の禁止規定に違反する行為に対する、公正取引委員会の排除命令の告示手続を廃止し、排除命令は排除命令書の謄本の送達により行う。

三、都道府県知事による指示規定の見直し

不当表示等に対して都道府県知事が指示できる対象として、違反行為の再発防止に必要な事項等を追加するとともに、違反行為が既になくなっていない場合においても指示することができる。

四、罰金の上限額の引上げ

都道府県知事による事業者等に対する報告徴収、立入検査等に関し、妨害等を行った者に対する罰金の上限額を三万円から五十万円に引き上げる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。